

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の改正案について（概要）

平成15年6月26日
資源エネルギー庁資源・燃料部
石油精製備蓄課・石油流通課

・改正品確法の成立に伴う改正

「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）の一部を改正する法律」（平成十五年法律第五十号）（以下、「改正品確法」という。）の成立及び公布をうけて、品確法の省令である「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則」（以下、「省令」という。）の改正を行う。

なお、その施行は、改正品確法の施行とともに施行する。

改正品確法	公布日	平成15年5月28日
	施行日	同年8月28日

（改正品確法附則第一条「この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する」）

1．揮発油の規格として省令で定めるアルコールの許容値に係る改正（品確法第13条関係、第16条関係）

品確法第13条における「揮発油の規格として経済産業省令で定めるもの」として以下を追加すること。

エタノールが3体積%以下であること。

酸素分が1.3質量%以下であること。

上記における「酸素分が1.3質量%以下であること」に定める数値は、日本工業規格K2536-2号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法、日本工業規格K2536-4号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法又は日本工業規格K2536-6号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法により測定した場合における数値とすること。

品確法第16条における「経済産業省令で定める技術上の基準」として以下を追加すること。

エタノールの混入率について、日本工業規格K2536-2号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法又は日本工業規格K2536-6号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

酸素分について、日本工業規格K2536-2号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法、日本工業規格K2536-4号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法又は日本工業規格K2536-6号（石油製品-成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

日本工業規格 2 5 3 6 - 6 号(石油製品 - 成分試験方法)が制定されたことに伴い、省令第 1 5 条に規定するメチルターシャリーブチルエーテル及びメタノールの混入率に関する分析設備の技術上の基準について、以下のものを追加すること。

省令第 1 5 条第 3 号に規定するメチルターシャリーブチルエーテルの混入率に関する分析設備の技術上の基準について、日本工業規格 2 5 3 6 - 6 号(石油製品 - 成分試験方法)で定める試験方法による試験をおこなうことができるものを追加すること。

省令第 1 5 条第 6 号に規定するメタノールの混入率に関する分析設備の技術上の基準について、日本工業規格 2 5 3 6 - 6 号(石油製品 - 成分試験方法)で定める試験方法による試験をおこなうことができるものを追加すること。

2 . 定義改正に関する省令改正事項(品確法第 2 条関係)

(1) 混合燃料に係る定義改正

改正品確法で、同法の対象となる燃料(「炭化水素油」)には混合燃料も含まれる旨を明確化したことをふまえ(具体的には、「炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素)」と規定。)、省令においても同様の規定改正を行う。

(2) 揮発油に係る定義改正

改正品確法で、新たに揮発油の定義が設けられたことに伴い、同規定中省令で定めるとされた事項に関しては、次のとおり規定する。

蒸留性状の試験方法

工業標準化法(昭和 2 4 年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。) K 2 2 5 4 号(石油製品 - 蒸留試験方法)で定める試験方法とする。

減質量加算 9 0 % 留出温度の温度

日本工業規格 K 2 2 0 2 号(自動車ガソリン)の規定も踏まえ、1 8 0 度とする。

(3) 軽油に係る定義改正

改正品確法で、新たに軽油の定義が設けられたことに伴い、同規定中省令で定めるとされた事項に関しては、次のとおり規定する。

蒸留性状の試験方法

日本工業規格 K 2 2 5 4 号(石油製品 - 蒸留試験方法)で定める試験方法とする。

9 0 % 留出温度の温度

日本工業規格 K 2 2 0 4 号(軽油)の規定も踏まえ、3 6 0 度とする。

10%残油の残留炭素分の試験方法

日本工業規格K2270号（原油及び石油製品 - 残留炭素分試験方法）で定める試験方法とする。

重量割合

0.1%とする。

(4) 灯油に係る定義改正

改正品確法で、新たに灯油の定義が設けられたことに伴い、同規定中省令で定めるとされた事項に関しては、次のとおり規定する。

蒸留性状の試験方法

日本工業規格K2254号（石油製品 - 蒸留試験方法）で定める試験方法とする。

95%留出温度の温度

日本工業規格K2203号（灯油）の規定も踏まえ、270度とする。

3. 「揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品」として省令で定めるものに係る改正（品確法第2条関係、第13条関係）

改正品確法では、揮発油販売業者が揮発油の規格に適合しないものとして消費者に販売してはならない自動車の燃料用の揮発油に、省令で定める石油製品が含まれる旨規定されたが、この省令で定める石油製品として、灯油を規定する。

4. 揮発油輸入業者の届出義務変更に関する規定の整備（品確法第17条の4関係）

品確法における「他法令照会制度」の廃止に伴い、揮発油輸入業者による揮発油の輸入の届出期限を通関後7日以内に改正する。

改正品確法で、自動車の燃料以外の用途で揮発油を輸入した場合には、揮発油の輸入の届出を不要としたことに伴い、当該届出に係る規定を削除する。

5. その他

改正品確法で改正された法第27条の罰金額の引き上げに伴う様式第32の改正（罰金額部分）や、今次改正による省令上の条の追加に伴い移動する条番号にあわせるための改正等その他所要の規定の整備を行う。

・自動車排出ガスの低減を目的とする改正

改正品確法の施行に必要な諸規定の整備に併せて、自動車排出ガスの低減を図る観点から、以下の省令改正を行う。

なお、当該部分については、施行は 平成16年12月31日 とする。

1．揮発油及び軽油の規格に関する規定（品確法第10条、第22条関係）

自動車排出ガスの低減を図る目的から、

- ・石油審議会石油部会石油製品品質専門委員会報告（平成12年11月）
「硫黄分50ppm以下とする軽油の供給を平成16年末までに実施することが適当である。」
- ・総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油製品品質小委員会第一次報告
(平成14年3月)
「ガソリン中の硫黄分については、平成16年末までに50ppm以下とすることが適当である。」

がそれぞれ取りまとめられた。

これらを受けて、改正品確法の施行に必要な諸規定の整備と併せて、揮発油と軽油の強制規格及び標準規格における硫黄分の上限值を50ppm以下に改正するとともに、適切な試験方法を規定する。